

# 原材料給付の条件と手続きについて

## 1 申請

### (1) 給付の対象

「公会堂やコミュニティ広場を利用する地域住民の利便となり、必要であるもの」  
※ 前年度、計画書を提出し、支給決定された自治会が優先となります。

- ・ 施行場所  
〈対象〉 公会堂、コミュニティ広場  
〈対象外〉 市が管理する道水路、防災倉庫、ごみ集積所、屋台小屋等
- ・ 原材料の種類  
〈対象〉 砕石、土、アスファルト、生コン、ペンキ、木材、ブロック、U字溝等  
〈対象外〉 消耗品、重機借上料、人件費、施工費等

### (2) 給付の限度額

- ・ 100,000円（消費税込み）

### (3) 提出書類

- ・ 原材料給付申請書
- ・ 位置図
- ・ 現況写真（2枚）
- ・ 承諾書の写し（施工場所が借地である場合のみ）
- ・ 業者からの見積書の原本

※ 業者からの見積書の宛名は、「袋井市協働まちづくり課」としてください。

※ 見積書の合計金額は、施工費等を含まない原材料のみの明細で、100,000円（消費税込み）となるよう調整してください。

## 2 実施上の注意

- ・ 一自治会、年1回の申請としますので、一度の機会にまとめて申請してください。
- ・ 申請者が責任をもって実施してください。
- ・ 市からの決定連絡前の実施（原材料の購入）又は審査した見積書以外の原材料の購入は、給付の対象となりませんので御注意ください。

## 3 報告

### (1) 提出書類

- ・ 原材料給付報告書
- ・ 完了写真（2枚）
- ・ 業者からの請求書の原本

※ 実施後は、速やかに報告書を提出してください。

※ 業者からの請求書の宛名は、「袋井市協働まちづくり課」としてください。

※ 見積書と同じ内容の請求書の提出をお願いいたします。

## 【原材料給付の手続きの流れ】

①～⑯の順で手続きが進みます。

	自治会	業者 (原材料を購入する業者)	市役所 (協働まちづくり課)
申 請			①自治会へ申請書類の送付 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料支給内示通知</li> <li>・原材料給付申請書・承諾書</li> <li>・原材料給付報告書</li> </ul>
	②市からの申請書類の受理		
	③業者へ見積書作成依頼		
		④自治会から依頼を受け、見積書を作成 ※宛名は「袋井市協働まちづくり課」としてください。 ※金額：10万円以下（消費税込み）でお願いします。	
	⑤申請書類の作成及び市へ申請書類を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料給付申請書 ・位置図</li> <li>・現況写真（2枚）</li> <li>・承諾書の写し （施工場所が借地の場合のみ）</li> <li>・業者からの見積書の原本</li> </ul>		
			⑥自治会からの申請書類の受理及び審査・決定 ・必要に応じて現地確認を実施 ※市からの決定連絡前の実施（原材料購入）又は審査した見積書以外の原材料の購入は、給付の対象外となりますので、御注意ください。
実 施			⑦自治会へ電話にて決定の連絡
	⑧市から電話により決定を受理		
	⑨業者へ発注依頼 ※見積書のとおり、業者へ発注してください。		
		⑩自治会から発注依頼を受け、原材料の手配及び請求書の作成 ※宛名は「袋井市協働まちづくり課」としてください。	
	⑪業者から原材料の納品・検収、請求書の受理		
報 告	⑫実施、完成		
	⑬報告書類の作成及び市へ報告書類を提出 <ul style="list-style-type: none"> <li>・原材料給付報告書</li> <li>・完了写真（2枚）</li> <li>・業者からの請求書の原本</li> </ul>		
			⑭自治会からの報告書類の受理及び審査・決定 ・必要に応じて現地確認を実施
			⑮業者への支払い（口座払い）
		⑯市から代金受領（口座払い）	